

# 木材利用による炭素貯蔵・CO<sub>2</sub>削減効果の見える化と 「森の国・木の街」づくり宣言

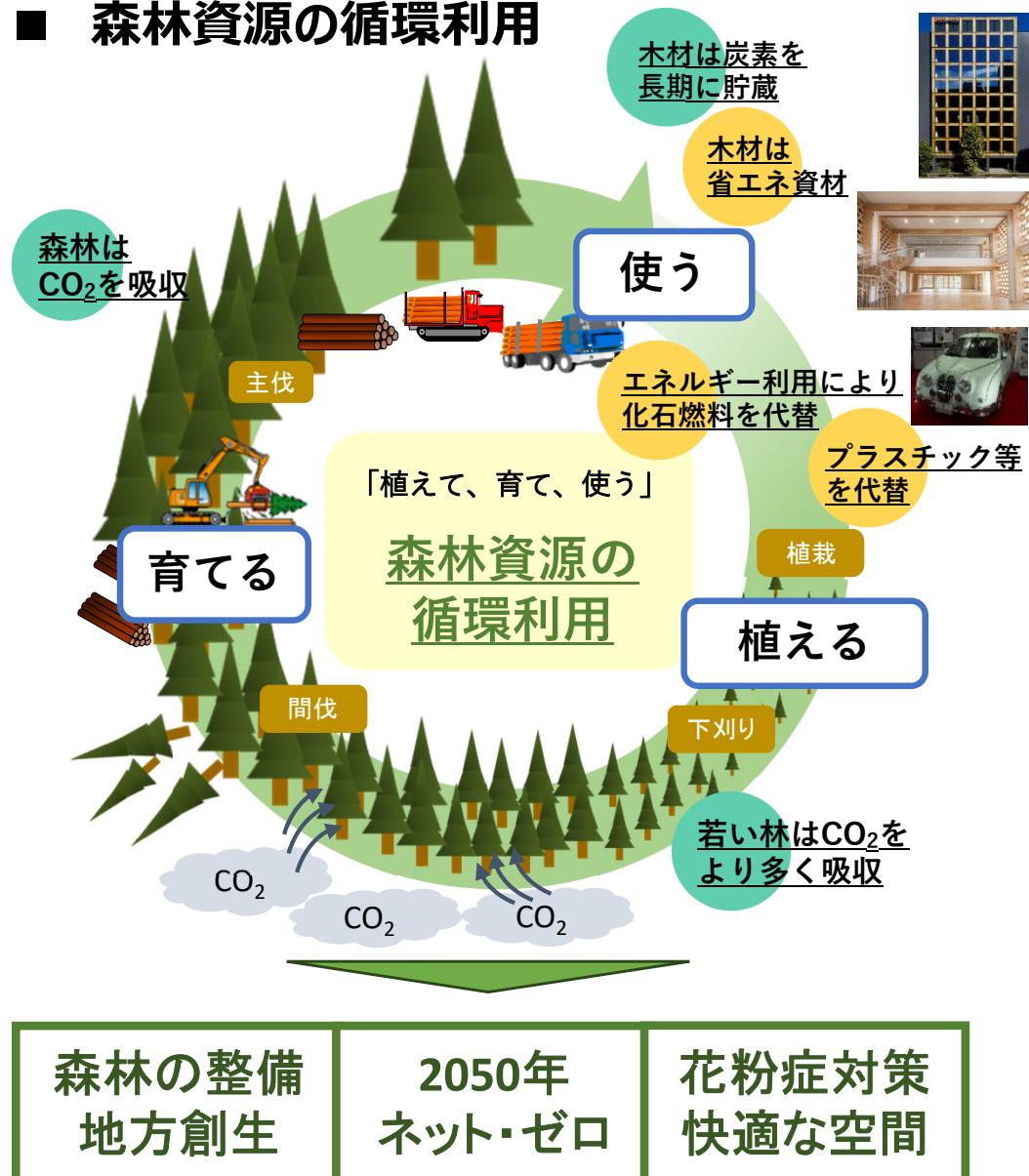
---

令和7年10月  
林野庁

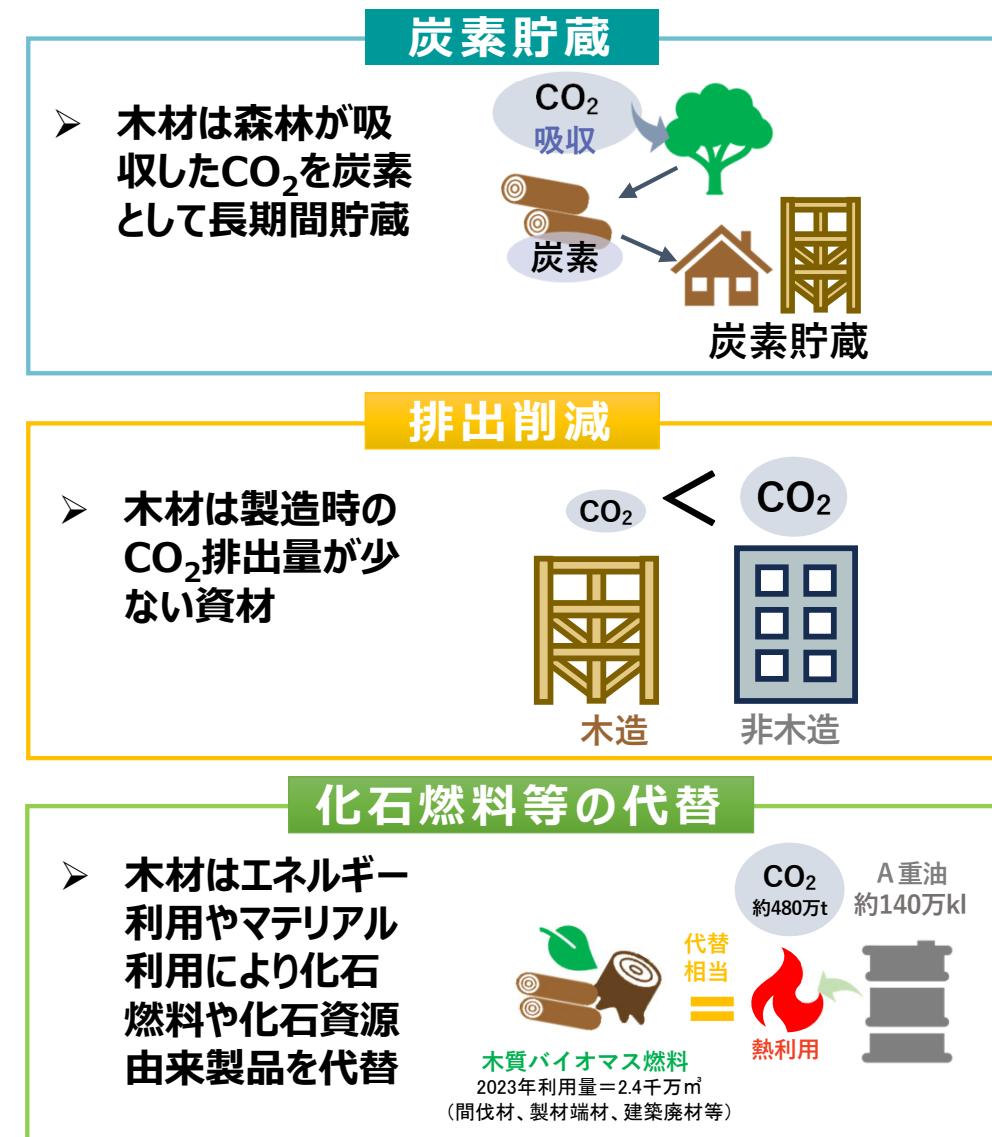
# 森林資源を循環利用する意義

- ・恵まれた人工林資源を活かし、循環利用を進めることは、森林整備の促進と地方創生（森林と地域が元気になる）、地球環境の保全（地球が元気になる）、快適な空間（人が元気になる）に貢献。

## ■ 森林資源の循環利用



## ■ ネット・ゼロ実現に貢献する木材利用



# 改定地球温暖化対策計画における森林吸収量（参考）

- 令和7年2月18日に改定した地球温暖化対策計画において、森林吸収量の算定方法について成長モデルを活用して間接的に森林蓄積変化量を推計する従来の方法から、森林生態系多様性基礎調査（NFI）による実測データを用いて異なる時点の森林蓄積変化量を直接比較して推計する新たな算定方法へ改善する旨を記載。
- 新たな算定方法では、高齢級人工林等の推定誤差の解消、侵入木などを含めた全ての立木の蓄積の推定が可能となり、従来の方法と比較して森林吸収量が増加。
- 森林資源の成熟化に伴い、新たな算定方法においても森林吸収量は減少傾向で推移すると見込まれることから、森林吸収量目標の達成に向け、森林吸収源対策の推進が重要。

## 従来の算定方法

- 実測ではなく、**植栽木のみを対象とした森林簿データと成長モデル**を利用して推定
- 高齢級人工林、天然林には**推定誤差**

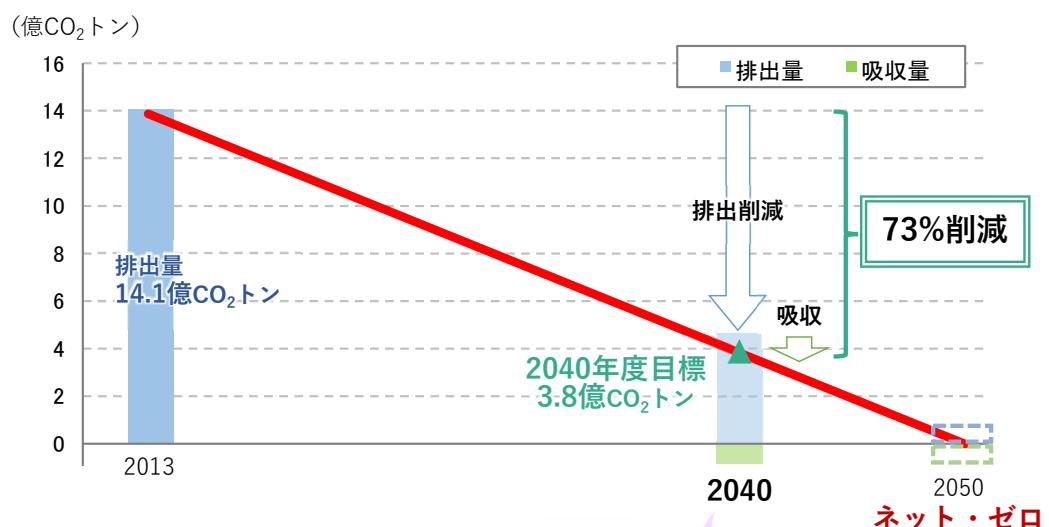


## 新たな算定方法

- 国際標準である**森林調査（NFI）の実測データ**を利用して把握
- 植栽木だけでなく、自然に生えてきた侵入木なども含めた**全ての立木が対象**



## ■ 我が国の温室効果ガス排出削減・吸収の目標



### 2040年度目標

森林吸収量 7,200万CO<sub>2</sub>トン※

※ 地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）に記載の新たな算定方法を適用した場合に見込まれる数値

# 木材利用による炭素貯蔵・CO<sub>2</sub>削減効果の見える化に向けた取組

## ■建築物のライフサイクルカーボン削減に向けた取組の推進に係る基本構想(R7.4)に基づく取組

- 建築物LCAの実施促進に向けて、R6.11より建築物LCAに係る関係省庁連絡会議が設置され、R7.4には「建築物のライフサイクルカーボン削減に向けた取組の推進に係る基本構想」を決定。
- 基本構想において、2028年度を目途に建築物LCAの実施を促す制度の開始を目指すこととされた。
- 基本構想に基づき、現在、国土交通省が主催する「建築物のライフサイクルカーボンの算定・評価等を促進する制度に関する検討会」において検討中。  
(木材利用による炭素貯蔵量の評価・表示の在り方も含む。)

<建築物LCAの削減に向けた取組の推進に係る基本構想の概要>

### 建築物LCAに係る制度の構築に向けた取組等(主な関係省庁)

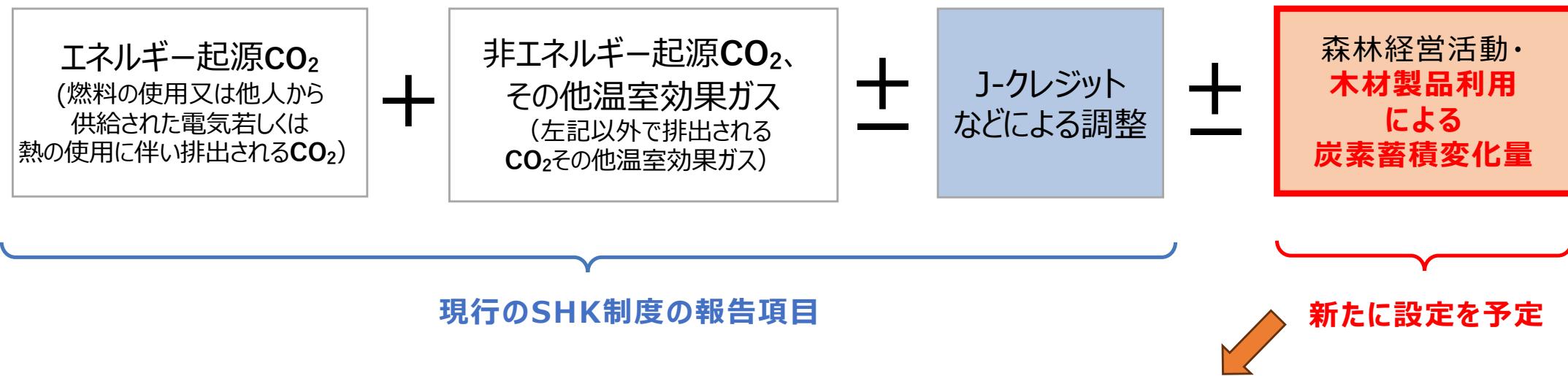
- 建築物 LCA の実施を促す措置の検討(経産省、国交省、環境省)
- 建築物 LCA 算定方法の統一化(経産省、国交省、環境省、林野庁)
- 建築物 LCA 結果の蓄積及びライフサイクルカーボンの標準的な水準の検討(経産省、国交省、環境省)
- 原単位整備の促進(林野庁、経産省、国交省、環境省)
- 表示方法の統一化(林野庁、経産省、国交省、環境省) 等

## ■SHK制度における木材炭素貯蔵量の検討

- SHK制度(温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度)とは、地球温暖化対策推進法に基づき、温室効果ガス(GHG)を一定量以上排出する者にGHG排出量の算定と国への報告を義務付けし、国は報告されたデータを集計し、公表する制度。
- 森林分野については、森林吸収量や木材製品炭素貯蔵量が企業の排出削減目標の達成に活用されるよう、本制度における取扱いが検討され、令和8年度からの運用が予定。

# 木材利用による炭素貯蔵効果をSHK制度に新たに位置付け

- SHK制度（温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度）とは、地球温暖化対策推進法に基づき、温室効果ガス（GHG）を一定量以上排出する者にGHG排出量の算定と国への報告を義務付けし、国は報告されたデータを集計し、公表する制度。
- 木材を使った建築物等を新築等により自ら所有する企業や自治体が、自社のGHG排出量から、木材利用による炭素貯蔵量を差し引いて報告することができるよう規定を改正予定。（R8.4施行予定）



木材を使った建築物等を新築等により所有することとなった企業や自治体は、

- 木材利用による炭素貯蔵効果を定量化して報告することができる
- 自らのGHG排出量から、木材利用による炭素貯蔵量を差し引いて報告することが可能になる

# SHK制度で報告可能となる木材利用による炭素貯蔵量等について

- ・本年度改正予定のSHK制度においては、新築等により自ら所有する、木材を使った建築物等について、木材利用による炭素貯蔵量等を報告することが可能となる。

## ●報告することが可能な建築物等

- ✓ 新築等により自ら所有する、木材（※）を使った建築物等（家具等物品を含む）について、木材利用による炭素貯蔵量等の報告が可能  
※ 合法性が確認された国産材が対象
- ✓ 炭素貯蔵量を報告した物件は、報告者が台帳で管理

〔 建て替えの場合は、解体した建築物等の炭素貯蔵量を差し引いて報告 〕

## ●算定方法等

- ✓ 林野庁の「建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン」により算定  
<https://www.ryna.maff.go.jp/j/mokusan/mieruka.html>

### 木材利用による炭素貯蔵量

$$= \text{木材利用量} \times \text{密度} \times \text{炭素含有量} \times 44/12$$

（計算例）スギの製材200m<sup>3</sup>を使った建築物の場合

$$\begin{aligned}\text{炭素貯蔵量} &= 200 \times 0.331 \times 0.5 \times 44/12 \\ &= 121 \text{ t-CO}_2\end{aligned}$$

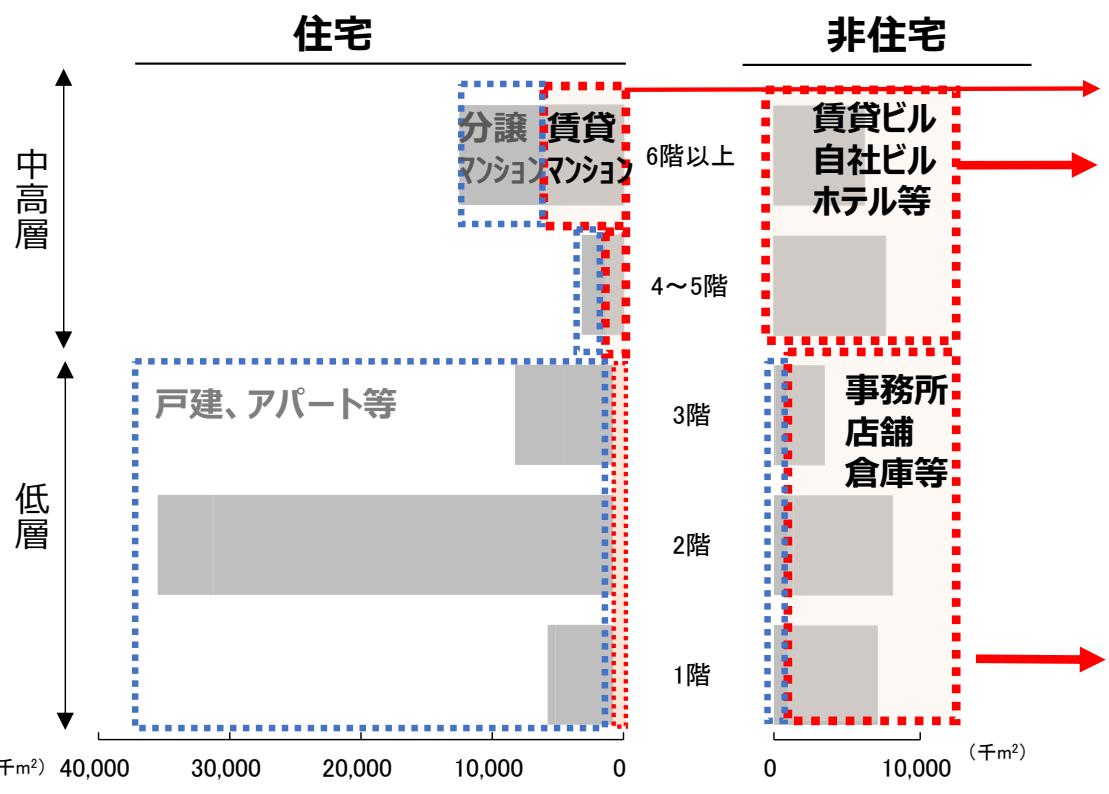
- ✓ 令和8年度に新築した場合、企業や自治体において、新築物件に係る炭素貯蔵量を算定し、翌年度の7月までに国に報告

# SHK制度で木材利用による炭素貯蔵量等の報告が可能になる建築物

- 本制度改正により、主に企業等が所有する非住宅分野（オフィス、店舗、倉庫等）や賃貸マンションについて、木造化・木質化が促進されることを期待。

## ■ 新設着工建築物の床面積と所有形態のイメージ

- 非住宅建築物や賃貸マンションは企業等の所有が大半を占めている。



### 企業等が所有する建築物

※企業等：ディベロッパー等の不動産や金融、ホテル、飲食、物流、製造業等や公共機関

### 個人等が所有する建築物

資料：国土交通省「建築着工統計調査2023年」より林野庁作成。

注：「住宅」とは居住専用住宅、居住専用準住宅、居住産業併用建築物の合計であり、「非住宅」とはこれら以外をまとめたもの。

## ■ SHK制度で炭素貯蔵量等の報告が可能となる建築物

- SHK制度における特定排出者数は全国に1万3千事業者を超過、企業等の排出量の約7割を占める。
- 今般の制度改正で、これら特定排出者が所有する建築物の炭素蓄積変化量を報告することが可能となる。

### ＜中高層建築物＞



賃貸ビル

野村不動産  
溜池山王ビル



自社ビル

東京海上グループ  
新本店ビル（施工中）



賃貸マンション

モクシオン稻城  
(三井ホームエステート)

### ＜低層建築物＞



自社事務所

エフコープ生活協同組合  
本部事務棟



店舗

マクドナルド  
安芸熊野店



倉庫

プレカット工場倉庫  
(株)マルオカ

※なお、上記事例は用途別の木造化の事例であり、特定排出者以外の建築物も含む

# 「『森の国・木の街』づくり宣言」への参画の募集

- SHK制度において、木材利用による炭素貯蔵効果を位置付ける方向性が取りまとめられたところ。
- 森林資源を循環利用し、全国で街の木造化を進める「森の国・木の街」づくりに向けて、多くの自治体や企業等に「『森の国・木の街』づくり宣言」への参画を呼びかけ、木材利用の機運を高めていく。

## 「森の国・木の街」づくり宣言

### ①建築物の木造化などの木材利用

### ②木材利用の効果の見える化

に取り組むことを宣言するもの

- 募集対象：自治体・企業等
- 募集方法：林野庁HPで募集
- 募集期間：令和7年10月1日～令和8年3月31日



## 「森の国・木の街」づくり宣言



我が国の豊かな森林の恵みを未来へしっかりとつなぐためには、「植えて、育てる」ことに加え、「使う」ことが不可欠です。私たちは、森林の整備に繋がる木材の活用を通じて地球温暖化の防止に貢献するとともに、木とともに生きる地域の未来を育む「森の国・木の街」づくりに取り組むことをここに宣言します。

- 建築物の木造化などを積極的に推進し、木材利用を通じて地域の持続可能な発展に貢献します。
- 木材利用の促進に当たっては、SHK制度（温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度）などを積極的に活用し、地域の関係者と連携して、木材利用の効果を“見える化”していきます。



## SHK制度（温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度）

- 地球温暖化対策推進法に基づき、温室効果ガスを一定量以上排出する者に排出量の算定と国への報告を義務付けている制度

- 木材を使った建築物等を新築等により所有することとなった企業や自治体は、自らの排出量から、木材利用による炭素貯蔵量を差し引いて報告することができるよう規定を改正予定（R8.4施行予定）

## ウッド・チェンジ協議会の皆様へのご協力のお願い

『森の国・木の街』づくり宣言への賛同をお願いすると共に、  
SHK制度の活用等による炭素貯蔵やCO<sub>2</sub>削減効果等の  
見える化の実践と情報発信について、御協力をお願いいたします。